

第4次豊明市都市計画マスタープラン策定業務 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、豊明市都市計画マスタープラン策定業務を実施するに当たり、豊明市（以下「市」という。）が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 実施目的

本プロポーザルは、市が受託者に委託する「豊明市第4次都市計画マスタープラン策定業務」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2. 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3. 事業概要

- (1) 委 託 業 名 第4次豊明市都市計画マスタープラン策定業務
- (2) 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結日の翌日から 2027（令和9）年3月26日まで
- (4) 費用の上限 2か年総額 26,378,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
（内訳：令和7年度 14,652,000 円、令和8年度 11,726,000 円）

※上記金額は、単に業務規模を示すためのものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

※この上限額を超える提案は、提案内容にかかわらず無効とする。

4. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度の豊明市入札参加資格者名簿に登録されている者で、当該委託業務の公募の日から契約候補者決定の日までの間に、国又は、愛知県内の地方公共団体において指名停止若しくはそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 愛知県内において過去10年間（平成26年度～令和5年度）に、地方公共団体が発注する①都市計画法第18条の2に示す都市計画マスタープラン策定業務（元請け業務に限る）、②都市再生特別措置法第81条に示す立地適正化計画策定業務（元請け業務に限る）、及び③都市緑地法第4条に示す緑の基本計画策定業務（元請業務に限る）の3計画全ての履行実績があること。
ただし、同一業務である必要はない。
- (4) 当該委託業務の公募の日から契約候補者決定の日までの間に、豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難される

べき関係を有する者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされていないこと。
- (8) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。

5. 選考日程

	日程	項目
申 込	2月10日(月)	プロポーザルの公募開始（市HPにて） 質問受付開始
	2月14日(金)	質問締切期限（午後5時まで）
	2月21日(金)	質問と回答の公表（市HPにて）
	2月28日(金)	企画提案書提出期限（午後5時まで）
	3月7日(金)	一次審査（書類審査） (※企画提案書が5件を超える場合のみ実施)
審 査	3月10日(月)	二次審査参加資格の通知（電子メールにて）※個別に通知
	3月17日(月)	補足資料（パワーポイント）提出期限（午後5時まで到着分） プレゼン備品の確認
	3月24日(月)	二次審査（プレゼンテーション（詳細は別途通知））
	3月26日(水)	審査結果の通知（電子メールにて） 審査結果の公表（市HPにて）
	4月上旬頃（予定）	候補者と契約手続き

6. 公募に対する質問

当該業務に関して、質問がある場合は、以下の方法により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年2月14日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

下記12.の問合せ先（担当課）に質問票（様式4）より、電子メールにおいて質問を行う。
なお、上記以外の方法による質問には回答しないものとする。

※件名は「第4次豊明市都市計画マスタープラン策定業務 質問票（事業者名）」とする。

※提出後、担当課に電話にてその旨を伝えること。

(3) 回答方法

質問者の事業所名等を伏せた上で、令和7年2月21日(金)までに市ホームページにて公表する。

7. 企画提案書等の提出方法

(1) 受付期間

令和7年2月10日（月）から令和7年2月28日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格	備考
1	公募型プロポーザル参加 申込書	A4	
2	業務経歴書	A4	
3	配置予定体制調書	A4	
4	質問票	A4	
任意	企画提案書	A4	・審査項目について必ず提案を行うこと。 ・A4 判で 10 頁以内とする。 ※A3 判は A4 の 2 ページ分とする。
任意	業務工程表	A4	・2 か年分の工程表を作成する。
任意	見積書	A4	・2 か年度分 ・積算の内訳を記載すること

※指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

※任意様式については、文字の大きさや説明に図等を用いてわかりやすい表現に努めること。

※提出書類は 1 ～ 4 と任意様式を一式とし、提出部数は 10 部とする。

(3) 提出方法

提出期間内に下記 12. の問合せ先（担当課）へ直接電子メール又は持参、郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

8. 一次審査（書類審査）

参加資格者から期限までに適正に提出された提案が 5 社を超える場合は、第 4 次豊明市都市計画マスタープラン策定業務公募型プロポーザル実施要領により審査員（8 名）（予定）の書類審査を行い、上位 5 社を選考する。応募社数が 5 社以下の場合は、一次審査は実施しない。

9. 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査で選考された事業者による、審査員（8 名）（予定）へのプレゼンテーションを行い、あらかじめ定めた評価基準に基づき評価し、合計点の最高評価を得た 1 事業者を契約候補者とし、次点のものを次点契約候補者とする。ただし、最も高い評価点数が、豊明市の求める最低水準（評価点の合計の 6 割）に達していない場合はこの限りでない。

(1) 日 時 ・ 会 場 令和 7 年 3 月 24 日（月）（詳細は別途通知する）

(2) 出 席 者 3 名以内 業務責任者は必ず出席のこと

(3) 実施方法 プレゼンテーション 20 分以内 質疑応答 10 分以内

(4) 使用備品 プレゼンテーションの際に、スクリーン及びプロジェクターは、市で用意するが、それ以外の備品は、3 月 17 日（月）までに相談のうえ各自で用意すること。

(5) 補足資料 一次審査用資料を活用するための補完する資料につき、プレゼンテーション用の追加

資料（パワーポイント）を認める。

【提出期限 3月17日（月）午後5時まで】

※ 12. の問合せ先（担当課）へ電子メールでの提出とする。

10. 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、豊明市契約規則（昭和47年8月1日規則第16号）等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

契約内容については、原則として企画提案書等の記載内容を契約時の仕様とする。また、質疑回答書の内容についても契約時の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のために必要な範囲においては、市と事業者が当該業務について協議を行い、決定する。

なお、最も優れた提案を行ったと認められる事業者が、契約の締結に拒否した場合、企画提案書の審査における次点者を最も優れた提案を行ったと認められる事業者とみなす。

11. その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 参加希望者は、公募型プロポーザル参加申込書の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルに係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- (3) 提出された書類の作成、提出等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しないものとする。
- (5) 提出された書類は、プロポーザル審査に使用する。
- (6) 提出期限以降の書類の提出及び修正、再提出は認めない。
- (7) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (8) 提出された提案書類等は、豊明市情報公開条例（平成13年12月26日条例第29号）第7条に定める不開示情報を除き、公開の対象となる。
- (9) 参加者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。ただし、豊明市の求める最低水準（評価点の合計の6割）に達していないと判断された場合は契約を行わない場合がある。
- (10) 提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (11) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (12) 本要領及び仕様書に定めるもののほか、仕様等の変更があった場合は、参加希望者に通知する。
- (13) 選定された契約候補者と協議を行い、必要に応じて仕様書等の修正・追加を行う場合がある。

12. 問合せ先（担当課）

豊明市 経済建設部 都市計画課 まちづくり推進係

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

TEL：0562-92-1114（直通） E-Mail：tokei@city.toyoake.lg.jp